

令和 6 年度宇部市人権施策推進審議会（第 1 回）				
開会年月日時		令和 6 年 5 月 8 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分		
閉会年月日時		令和 6 年 5 月 8 日（水） 午前 1 1 時 2 0 分		
開会の場所		宇部市役所 5 階 第 1 委員会室		
出席委員及び関係職員氏名	【委員】	【事務局】		欠席委員氏名
	新開奏恵 山根 寛 井上毅雄 加藤節子 亀井敏則 川口泰司 竹元 愛 林 治美 原田雅博 原谷和子 廣田洋子 山上里枝子	黒瀬部長 床本部長 床本次長 中村次長 半田課長 山本課長 山口副課長 酒井副課長 田中係長 三宅副主幹 榊富館長 清水館長		
議案事項及び決議要項	議題			
	(1) 「宇部市パートナーシップ宣誓制度」の改正について (2) 「(仮) 宇部市人権尊重のまちづくり条例」 について (3) その他（意見交換等）			

令和6年度宇部市人権施策推進審議会（第1回）

議 事 録

1 開會挨撈

2 自己紹介

3 議 題

(1)「宇部市パートナーシップ宣誓制度」の改正について

事 務 局 — 資料説明 —

会長　ただ今事務局からあった説明について、何か質問はあるだろうか。

委員 パートナシップ宣誓制度を導入してから何組の宣誓を受けているのか。

事務局 7組の宣誓を受けている。

委員 宣誓した7組はいずれも市内在住なのか。

事務局 現在、市内在住は6組。

(2) 「(仮) 宇部市人権尊重のまちづくり条例」について

事 務 局 — 資料説明 —

会長　ただ今事務局からあった説明について、何か質問はあるだろうか。

〈質疑応答〉

委員 人権条例の制定には賛成。全国の条例制定について事務局より紹介があったが、調べたところ条例にもいくつかパ

ターンがある。

1つは理念条例という感じのもので、全国的に多い。

一方、三重県では、昨年度に包括的な差別禁止条例を制定しており、被害者を救済する場合、差別が起きた時に何が差別なのかということを第3者委員会が協議をし、差別があったと認定されたら知事名で行為者に対して辞めるよう説示をするような具体的に被害者や加害者に取り組みをするような条例もある。

ヘイトスピーチを規制する条例が川崎市にあり、罰金規定が設けられている。

「人権尊重の理念条例」と「被害者救済を含めた条例」があるが、宇部市はどのレベルの条例と考えているのか。

事務局

既に他部署で制定された条例や計画があるので、理念条例レベルと考えている。

内容については、審議会に諮りつつ、他の自治体の条例を参考しながら検討していきたいと考えている。

委員

事前資料には、市としては条例を作っていきたいとの内容が書いてあったが、我々が審議会で何を審議すればいいのか不明確なので説明してもらいたい。

差別全般に対する教育・啓発を条例として進めていく意義がもう少し知りたい。

条例と指針の違いについて説明があったが、条例は国で言う法律なのである意味で市民が縛られる効果がある。人権条例を制定することで、人権が侵害されるケースが出てきてはいけない。

配付された資料の中に「部落差別」と書いてあるが、条例の中に「部落差別」をどのように位置づけると考えているのか、あるいは位置付けを全く考えていないのか。

以前に、私の所属団体が市に申し入れをした時に、県は「指針に基づいて人権行政を進める。平成7年に特別な条例の制定は考えていない。」と回答していることを伝えている。1つは、審議会で何を審議すればいいのか明確にして欲しい。

もう1つは、条例が必要であるという根拠を明確にして欲しい。指針との関わりで言えば、新たに条例を作る意向のない県の考えとの関わりについて説明して欲しい。

事務局

「人間が尊重される都市まちづくり」の実現を目指す本市

としては、社会状況の変化に伴って新たに生じる人権課題が発生するかもしれない。こういった状況の中、恒久的に人権行政の更なる推進を図っていくため、人権指針の礎となる条例が改めて必要であると考えているため、審議会に諮問させてもらった。

委 員

先駆的な取り組みをしている人権条例について示されているが、他県や他市では人権行政の根拠となる恒久的な予算取りを含めて位置付けがしっかり立っている。先駆的な取り組みをしている他県の人権条例をいくつか紹介してもらえると、もう少し具体的に見えてくるのではないかな。

条例は無くてもいいのではないかなという意見がある中で、条例を制定することで、取組や財源、意識改正や広がりを見せているなどを学習会的なものも含めて市が作っていきたいモデルのものをいくつか紹介してもらえれば、審議会委員も「こういう条例ならいいな。」、「こっちの条例の方がいいな。」、「これだと市民の人権を侵害する危険性があるから違うな。」と議論しやすいと思う。

事 務 局

人権条例を制定することで新たに差別があってはならないと考えている。

先程説明させていただいたとおり、理念的なもののある程度想定している。現在、担当部署が設けている条例や規則に直接影響しない条例になればという漠然とした考えを持って諮問させていただいている。

本日、詳しい資料を準備できていなかったのが、多数のご意見をいただくのは難しいと思っているが、この場だけで意見をいただくのは難しいと思っていたので後程ご意見を追加提出してもらえよう準備している。改めて追加意見があればお出しいただきたい。

次回の審議会に向けて、委員の意見を反映したうえで資料準備をさせていただきたい。

委 員

市が審議会に諮問した経緯、市としての趣旨については理解できた。説明がアバウトだが、市が条例を制定したいということはわかった。

ただし、条例を作ることありきでよいのか。

条例を制定しなければ、現在の状況を変えることができないという緊迫した状況にあるのかと思っていたが、そうでないことはわかった。

市長の施政方針演説の中で人権条例を制定したいと言われたことが一つのきっかけとなりスタートを切ったのであれば、本当に実態的な根拠を示してもらわないと意見は言えない。

条例制定ありきの審議で良いのかという意見を持っている。

事務局 確かに、令和6年度の施政方針の中で人権条例を制定したいと市長は発言しているが、条例制定に向けた市の考えについても意見があれば率直な意見をお聞かせいただきたい。

委員 漠然とした理念ということであれば、市から条例案を提出してもらった方が委員による肉付けがしやすい。

条例制定により、更に縛られた生活をしなければならないになってしまうことは望ましくない。

私は障害者支援に携わっているのでその立ち位置から話をすると、現在は障害者差別禁止法が施行されている。昔は障害者の方が地域で暮らす場合にアパートを借りることができないなどの差別と思われることがあったが、今は無いに等しいレベルになった。

障害者が地域で生活するためには、いろんな福祉サービスを利用しながら、どのようにすればよいのかという話ができるような環境となりつつある。障害福祉課が中心となって障害者の方々の生活を守るために活動されている。そのために、福祉事業者が一丸となって自立支援協議会を立ち上げ、地域課題を出しながら改善してきたところがある。

他の委員からの意見もあったが、条例が必要な根拠が何なのか。市の職員として、こういう課題が地域で見られるから条例を制定したいということがないと条例を制定する意味が無いと思っている。

市として、こういう課題があるからこういう条例を制定したい。それに対して審議会で審議してもらいたいという形の方が、それぞれの専門分野から意見が出しやすくなり、より良い条例ができるのではないかと。

事務局 色々のご意見をいただいたが、追加の意見を出してもらえよう様式を準備しているので、後程お渡しさせていただきたい。意見は5月末を目途に提出をお願いしたい。

委員 スケジュール感はあると思うが、市が条例案を作れる状

況なのか。次回の審議会には条例案を示すことができるのか。条例案を示すことが難しいのであれば、議論を深めながら作っていくのか。

事務局 次回の審議会では、取りまとめをした委員からの意見を紹介しながら、条例制定の方向性を決めたいと思っている。
いただいた意見を確認したうえで、条例案を作ることができそうであれば検討したい。

委員 間に合うのであれば、粗の条例案でもよいので示してもらえた方が議論しやすいと思う。
差別の実態については、市が実施した人権意識調査ではいろいろなテーマの実態が掲載されていたと思うので議論をしていく参考になると思う。
また、それぞれ担当部署で実施した調査結果や県の調査結果などが参考になるかもしれない。

事務局 調査結果については、全ての調査結果が公開できる情報とは限らないが、次回の審議会に向けて準備したい。

(3) その他(意見交換等)

委員 ホームページで傍聴ルールのことが出ていた。
傍聴希望者は事前申し込みになっていた。傍聴ルールについても掲載があったが、今回の審議会の決定を待たずに掲載したということなのか。

事務局 傍聴に関しては、市のマニュアルに沿ったもので掲載させてもらっている。

委員 今までの参加したこの審議会では傍聴者はいなかったと思うが、なぜ審議会の傍聴ルールの確認を取ろうと思ったのか。

事務局 今後の審議会において、委員が発言しにくい環境とならないかどうかを危惧したため。
先月、報道機関からテレビカメラが入っての撮影については話があったが、市側だけで審議会の撮影を了承はできないと判断し、審議会の意見を聞いたうえで決定すること

が妥当と判断した。通常は公開が原則だが、中には諮問内容により審議中は非公開となることもある。

このたびは、人権条例について審議してもらうにあたり、改めて審議会に原則公開としてよいかと確認をさせていただきたいとして説明したもの。

テレビカメラが入れば、肖像権のこともあり、状況が映されることが審議の妨げになるのではないかという意見がないのかお聞きしたい。

委 員 問い合わせのあったのはどこの報道機関なのか。

事 務 局 山口放送からの問い合わせであった。審議会が進んでいく中でテレビカメラの撮影について相談が来ることが予想されるので確認しているもの。

委 員 人権条例がどういう位置付けになるのかという市民の関心が高いためだと思う。肖像権の問題があることはわかるが、基本的に公開で良いのではないか。

委 員 報道の自由もある。人権条例を制定するとなれば県内初なので、おそらくメディアも注目すると思う。原則公開で良いと思うが、顔を映されたくない委員がおられれば、席の配置や顔にボカシを入れてもらうなど工夫すればいいのではないか。

委 員 報道が入ることで自由な議論ができないと考えているのであればそれは逆だと思う。

委 員 公開には賛成だが、報道が入ると守秘義務があるため差別実態を伝えることはできない。

委 員 議事録には全部残るので、委員は発言する時には気を付けておかなければならない。

委 員 人権条例については、差別の実態を知らないと条例の制定に踏み込めないという点を危惧する。

事 務 局 審議会の傍聴について、採決をお願いしたい。

会 長 審議会は、原則公開でよろしいか。

採決 ～賛成多数～

会 長 委員が発言する時は、議事録に残るので委員側の注意が必要。

会 長 差別の実態の話し合いをする時は、制約がかかることもあるかもしれないが、基本的には原則公開とする。

委 員 傍聴の事前申し込みも継続されるのか。関心が高い内容と思うので、回を重ねるごとに傍聴者が増えると思う。

事 務 局 傍聴者は当日受付のみで構わないかどうか、審議会で決定してもらいたい。

採決 ～賛成多数～

委 員 録音・録画については、再度確認しておきたい。

会 長 報道機関のみは可能だが、一般傍聴者はできないとする。

4 閉会